

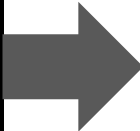
第十二回特別弔慰金 支給順位表

別紙①

- ・ 特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者の死亡当時の遺族（生まれていたこと）が要件となります。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
- ・ 基準日（令和7年4月1日）において、弔慰金受給権者が死亡等の失格事由に該当する時には、最先順位の「転給遺族」が受給権者となります。

★「弔慰金受給権者」支給順位表（初めて受給する方）

順位	対象者	支給要件
1	配偶者	戦没者等の死亡後、弔慰金の権利取得日までの間に次のすべての要件を満たしていることが必要です。 1. 遺族以外の者の養子になっていないこと 2. 遺族以外のものと戦没者等の氏を改める婚姻をしていないこと
2	子	弔慰金の権利取得日において遺族以外の者の養子になっていないこと（戦没者等の死亡当時、胎児であった子も含む）
3	父母	戦没者等と生計関係を有していた父母が先順位で、同順位者間では養父母が先順位
4	孫	弔慰金の権利取得日において遺族以外の者の養子になっていないこと
5	祖父母	祖父母相互の間の順位については、父母の場合に準ずる
6	兄弟姉妹	弔慰金の権利取得日において遺族以外の者の養子になっていないこと
7	子	（第2順位から除かれた子）
8	孫	（第4順位から除かれた孫）
9	兄弟姉妹	（第6順位から除かれた兄弟姉妹）
10	配偶者	（第1順位から除かれた配偶者）
11	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡当時戦没者等と生計関係を有していた者で、喪主として戦没者等の葬祭を行ったもの
12	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡当時戦没者等と生計関係を有していた者で、喪主として戦没者等の葬祭を行わなかったもの
13	事実上の父母	



「転給遺族」支給順位表（前回請求者が死亡した場合）

順位	対象者	支給要件
1	★弔慰金受給権者 弔慰金受給権者とみなされる者を含みます。 弔慰金の支給順位については右記の表参照	弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあって弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと 2. 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	子	戦没者等の死亡当時の胎児を含む
3	父母	次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること 2. 基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと（戦没者等の死亡日前の養子縁組を除く） 3. 基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと（戦没者の死亡日前の婚姻関係を除く）
4	孫	
5	祖父母	
6	兄弟姉妹	
7	父母	3～6順位に必要な要件を満たしていない者
8	孫	
9	祖父母	
10	兄弟姉妹	
11	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者当の葬式を行った者
12	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き2年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者当の葬式を行わなかった者

※「転給遺族」：事務処理マニュアル P31 参照